

ブリヂストングループの皆さまへ 団体総合補償保険の ご案内

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

2026年度

重 要

ブリヂストン
グループだから
25%
割引適用



★現役社員のためのプランです。

保険期間：2026年10月1日午後4時～2027年10月1日午後4時までの1年間

保険料払込：現役社員の方 2026年11月より毎月給与引き取り(12回払)

ご退職者の方 2026年11月よりご指定の口座から毎月26日※に引き落とし(12回払)

※土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日

次のいずれかに該当する場合には「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- ①この保険制度に新規加入される場合 ②既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更 など)
- ③既にご加入されているがご継続されない場合

<自動継続の取扱いについて>

- 前年にご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。)

<中途加入される場合>

- 申込締切日は毎月15日、補償開始日は申込日の翌月1日午前0時となります。
補償期間の終期は2027年10月1日午後4時です。中途加入をご希望の方は代理店・扱者までご連絡ください。

「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊」を必ずあわせてご覧ください。

- ・このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。ご加入に際して特にご確認いただきたい事項(「契約概要」)や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項(「注意喚起情報」)、「ご加入内容確認事項」等は、右記二次元コードのリンク先に掲載の「団体総合生活補償保険(MS&AD型) パンフレット別冊(以降、パンフレット別冊)」にてご案内しています。保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存していただくか、印刷し、保管していただきますようお願いいたします。
- ・PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



団体総合 (MS&AD型) _71538

株式会社ブリヂストン

<お申込締切日> 現 役:2026年8月19日(水)
退職者:2026年8月26日(水)



ブリヂストングループの皆さまへ

団体保険制度とは…

ブリヂストングループのスケールメリットを活かした福利厚生制度の一環として運営されている保険制度です。ぜひともこの機会にご家族の皆さままでのご加入をご検討ください。

募集要項

保険期間：2026年10月1日午後4時～2027年10月1日午後4時までの1年間

保険料払込：現役社員の方 2026年11月より毎月給与引き去り（12回払）

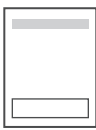
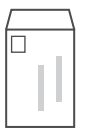
ご退職者の方 2026年11月よりご指定の口座から毎月26日※に引き落とし（12回払）

※土日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日

加入資格者の範囲：ご加入いただけるのは、お申込人・被保険者（補償の対象者）が以下に該当する場合となります。
※海外赴任中の方も対象となります。（一部日本国内のみ補償対象となる場合がございます。）

お申込人	株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員・退職者に限ります。
現役被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方	<個人タイプの場合> 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。 <夫婦・家族タイプの場合> 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員およびその配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹です。 <就業中対象外プラン（A,B,F,H）の場合> 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員本人です。 （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。
退職者被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方	<個人タイプの場合> 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の退職者本人およびその家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。 <夫婦タイプの場合> 株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の退職者本人およびその配偶者です。 （*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

加入申込票ご提出先・ご提出方法

現 役	退 職 者
☐ 本 社 ☐ 那 須 ☐ 小 平 ☐ 横 浜・関 ☐ 彦 根 ☐ 防 府 ☐ 下 関 ☐ 久留米・鳥栖・佐賀・熊本 ☐ 甘 木 ☐ 関連会社 BBS 本社（内線526303） BBS 那須（内線541137） BBS 小平（内線525962） BBS 横浜（内線533710） 彦根生活協同組合 BBS 防府（内線540586） BBS 下関（内線540740） BBS 久留米（内線541361） BBS 甘木（内線540936） 各社総務担当	返信封筒でブリヂストンビジネスサービスまでご送付ください。  加入申込票と 口座振替依頼書に 記入・押印する。  同封の 封筒に入れる。 切手は不要。  ポストに投函。 ★ご加入の手続が完了しましたら加入者証をお送りします。

ご案内

今年度変更点がございます。昨年からご継続してご加入いただく方は特に以下ご確認ください。

① 損害率の割増引きが
「継続後」の内容に変更になりました。

	現在	継続後
団体割引	25%割引	25%割引
損害率による割引	傷害：10%割増 疾病：10%割増	傷害：0%割引 疾病：0%割引

この保険は株式会社ブリヂストンが保険契約者となる団体契約です。

被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。

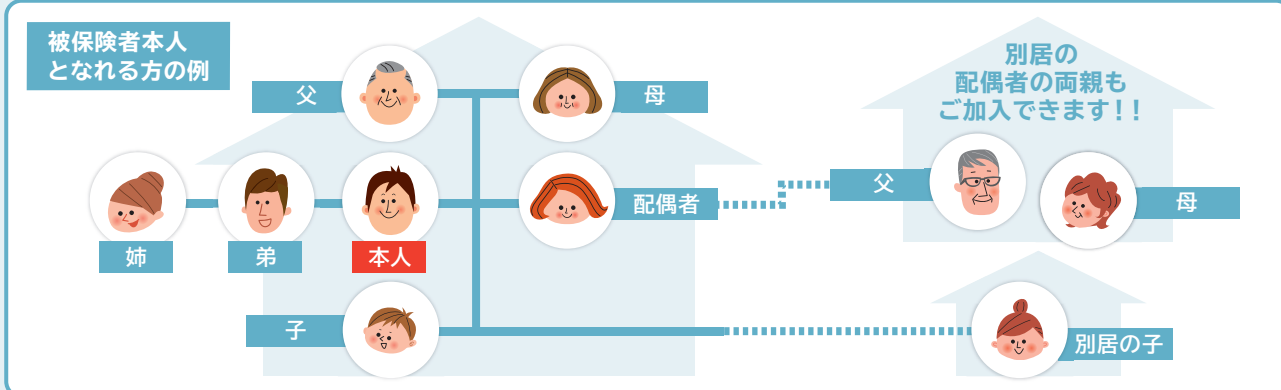
団体割引
25%
を適用

簡単な手続き

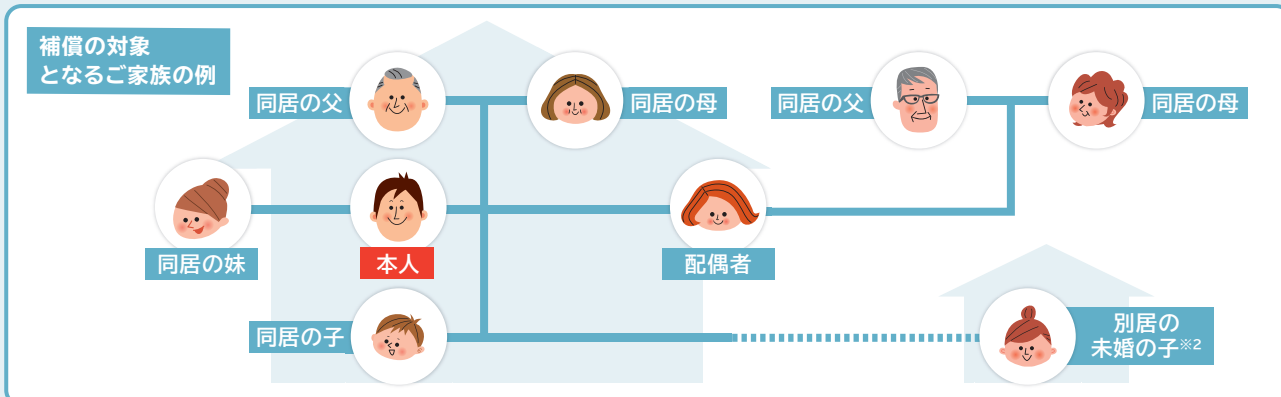
医師の審査は不要・保険料は給与引き去り（現役社員のみ）

個人タイプ 被保険者（補償の対象者）本人となれる方の範囲

2026年10月1日時点でブリヂストングループにお勤めの方・ご退職者の方はもちろんご家族※も被保険者本人とすることができます。



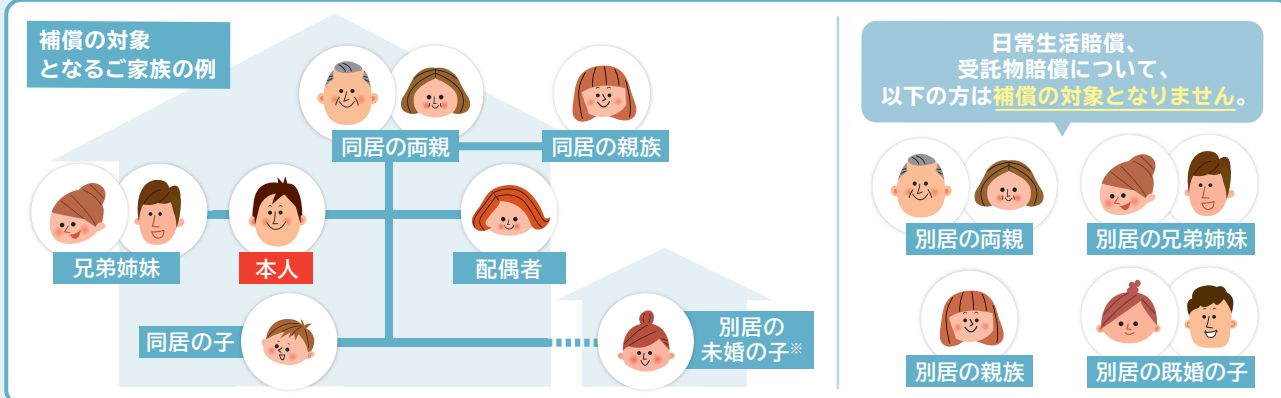
家族タイプ 被保険者本人となれる方と補償の対象となるご家族の範囲



★詳細は本パンフレットの募集要項およびパンフレット別冊の「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご覧ください。
<夫婦・家族タイプの被保険者本人となれる方について>
★被保険者本人以外が補償の範囲に含まれる特約がございます。詳しくはパンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご覧ください。
★病気とケガの補償コース（A, CT）の場合被保険者本人となれる方の年齢は保険期間の開始時点で生後15日～満69才までの方となります。
★就業中対象外プラン（A,B,F,H）の場合は、株式会社ブリヂストンおよびそのグループ会社の役員・従業員本人のみ被保険者本人となります。
※1 配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹およびご本人と同居している親族（6親等内の血族および3親等内の姻族）ならびに家事使用人をいいます。
※2 これまでに婚姻歴が無いことをいいます。

生活あんしん特約（日常生活賠償、受託物賠償） 補償の対象となるご家族の範囲

1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となります。



※生活あんしん特約（日常生活賠償、受託物賠償）のセットのご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

記入例等

記入例等

記入例等

記入例等

現役社員用

02. ケガと病気の補償コース 個人タイプ

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

基本補償

こんな時にお役に立ちます



天災危険補償
地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(CTセットのみ)



思わぬ事故でケガをした。



突然の病気で入院した。



ケガや病気で手術を受けた。

など

補償内容

1口あたりの保険金額です

BSグループの役員・従業員ご本人のみ加入が可能！

就業中対象外プラン(*1)

24時間補償プラン

セット名		A	CT
就業中のケガの補償		×	○
天災危険補償		×	○
熱中症危険補償特約		×	○
ケガの場合	傷害死亡・後遺障害保険金額(*2)	300万円	
	傷害入院保険金日額(日帰り入院から補償)	支払限度日数:180日 支払対象期間:1095日	3,000円
	傷害手術保険金	入院中の手術 3万円	入院中以外の手術 1.5万円
	傷害通院保険金日額	支払限度日数:90日 支払対象期間:180日	1,500円
病気の場合	疾病入院保険金日額(日帰り入院から補償)	支払限度日数:180日 支払対象期間:1095日	3,000円
	疾病手術保険金	入院中の手術 6万円	入院中以外の手術 1.5万円
	疾病放射線治療保険金	3万円	
	疾病通院保険金日額	支払限度日数:30日 支払対象期間:180日	1,500円

月払保険料

1口あたり

就業中対象外プラン(*1)

24時間補償プラン

加入限度口数	年齢(*3)		A	CT
	セット名			
4口	生後15日～4才			1,250円
	5才～9才			1,170円
	10才～14才			1,050円
5口	15才～19才		680円	1,070円
	20才～24才		760円	1,150円
	25才～29才		870円	1,260円
	30才～34才		990円	1,380円
	35才～39才		1,010円	1,400円
	40才～44才		1,030円	1,420円
	45才～49才		1,150円	1,540円
	50才～54才		1,380円	1,770円
4口	55才～59才		1,740円	2,130円
	60才～64才		2,300円	2,690円
	65才～69才		3,260円	3,650円

(*1) Aセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、お仕事中のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。)
(*2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。(*3) 2026年10月1日時点の満年齢となります。
※他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。
＜特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ＞
継続時に、あらためて健康に関する告知を行うことにより、新たな告知内容に応じた条件で継続加入いただくことができます。
※「親介護一時金支払特約」の特約被保険者については、本取扱いはありません。※詳細はパンフレット別冊「健康状況告知書ご記入のご案内」をご参照ください。



加入限度口数は各セットにつき1口です。ケガと病気の補償コース・基本補償にプラスして必要なものをお選びください。

おすすめ

先進医療

(先進医療費用保険金)

このような時にお役に立ちます

がんの治療で指定病院で先進医療を受けたとき など



9W

保険金額
1,000万円

おすすめ

親介護

(親介護一時金)

介護のため一時的に必要な費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。

このような時にお役に立ちます

親御さまが要介護3以上の状態となり、その要介護状態が30日を超えて継続した場合



セット名		
6Y	7Y	8Y
保険金額		
100万円	200万円	300万円

※要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づき介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。

CT・MRI検査

このような時にお役に立ちます

医師の診断により被保険者がCTまたはMRIを使用した検査を行った場合



セット名
4V

保険金額
2万円

セカンドオピニオン

このような時にお役に立ちます

被保険者が身体障害の診断を受け、セカンドオピニオンを受診した場合



セット名
5V

保険金額
10万円

月払保険料 (2026年10月1日時点)

年齢	セット名	先進医療	CT・MRI検査	セカンドオピニオン
		9W	4V	5V
0才～4才	60円		10円	110円
5才～9才			20円	90円
10才～14才			40円	60円
15才～19才			40円	60円
20才～24才			30円	80円
25才～29才			30円	100円
30才～34才			40円	120円
35才～39才			40円	120円
40才～44才			50円	120円
45才～49才			50円	140円
50才～54才			50円	170円
55才～59才			60円	230円
60才～64才			70円	310円
65才～69才			100円	420円

年齢	セット名	親介護(親御さま1名あたり)		
		6Y	7Y	8Y
20才～24才	親御さまの満年齢	10円	10円	20円
25才～29才		10円	10円	20円
30才～34才		10円	10円	20円
35才～39才		10円	10円	20円
40才～44才		10円	10円	20円
45才～49才		10円	30円	40円
50才～54才		30円	60円	90円
55才～59才		70円	130円	200円
60才～64才		140円	290円	430円
65才～69才		330円	660円	980円
70才～74才		720円	1,450円	2,170円
75才～79才		1,580円	3,150円	4,730円
80才～84才		4,040円	8,070円	12,110円
85才～89才		8,690円	17,390円	26,080円

特約被保険者は、基本補償部分の被保険者の親(姻族を含みます。)で最大2名までご加入いただけます。特約被保険者が2名の場合、同一セットにご加入ください。異なるセットにそれぞれご加入いただくことはできません。
※保険期間の開始時点で満20才～89才までの方がご加入できます。

生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます

日常生活賠償(注1)
1家族1名のみ加入

国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外)
例) 自転車で他人にぶつかりケガをさせた。
示談交渉サービス付(国内のみ)

1Z

3億円

120円

受託物賠償責任(注1)
1家族1名のみ加入

国内での他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合
例) 友人から借りたカメラを落として壊してしまった。

2Z

10万円
(免責金額: 5,000円)

20円

携行品損害(注2)
被保険者ごとに加入

国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合
例) 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。

3X

20万円
(免責金額: 3,000円)

90円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはパンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。(携行品損害(3Xセット)についてはご加入されたご本人のみの補償となります。)
(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

補償内容の詳細は、パンフレット別冊をご確認ください。

* 前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

25%割引*

(ご家族も割引が適用になります。)

現役社員用

03. ケガの補償コース

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

こんな時にお役に立ちます

天災危険補償

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(DT・FT・HTセットのみ)



特定感染症危険補償

特定感染症により入院・通院した。(DT・FT・HTセットのみ)
※新型コロナウイルス感染症は対象外です



ケガをして入院した。



スポーツ中にケガをした。



交通事故により通院した。



など

個人タイプ

補償内容と月払保険料

(加入限度口数: 5口)

1口あたりの保険金額です

就業中対象外プラン(*1)

24時間補償プラン

セット名		B	DT
就業中のケガの補償		×	○
天災危険補償		×	○
特定感染症危険補償		×	○
熱中症危険補償特約		×	○

ケガの場合	傷害死亡・後遺障害保険金額(*2)	300万円	
	傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)	支払限度日数: 180日 支払対象期間: (B) 1095日、 (DT) 180日	3,000円
	傷害手術保険金	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円	
	傷害通院保険金日額	支払限度日数: 90日 支払対象期間: 180日	1,500円
	月払保険料(1口あたり)	540円	1,030円

(*1) Bセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、お仕事中のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。)

(*2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。
※他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。



オプション

加入限度口数は各セットにつき5口です。ケガの補償コース・基本補償(個人タイプ)にプラスして必要なものをお選びください。

生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます

就業中対象外プラン・24時間補償プラン

このような時にお役に立ちます		セット名	保険金額	月払保険料
日常生活賠償^(注1) 1家族1名のみ加入 国内外を問わず（一部国内のみ）日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどとして、法律上の損害賠償責任を負った場合（借用品は対象外） 例）自転車で他人にぶつかりケガをさせた。 示談交渉サービス付（国内のみ）		1N	3億円	120円
受託物賠償責任^(注1) 1家族1名のみ加入 国内で他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例）友人から借りたカメラを落として壊してしまった。		2N	10万円 (免責金額:5,000円)	20円
携行品損害^(注2) 被保険者ごとに加入 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例）旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。		3L	20万円 (免責金額:3,000円)	90円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはパンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。(携行品損害(3Lセット)についてはご加入されたご本人のみの補償となります。)

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

夫婦タイプ

補償内容と月払保険料

(加入限度口数: 5口)

1口あたりの保険金額です

セット名

天災危険補償

特定感染症危険補償

24時間補償

熱中症危険補償特約

BSグループの役員・従業員
ご本人のみ加入が可能!

ご夫婦プラン

F

FT

×

○

×

○

△(*1)

○

×

○

傷害死亡・後遺障害保険金額(*2)

300万円

傷害入院保険金日額
(日帰り入院から補償)

支払限度日数: 180日
支払対象期間: (F) 1095日、
(FT) 180日

3,000円

傷害手術保険金

入院中の手術 3万円

入院中以外の手術 1.5万円

傷害通院保険金日額

支払限度日数: 90日
支払対象期間: 180日

1,500円

月払保険料(1口あたり)

1,250円

1,940円

(*1) Fセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、被保険者本人はお仕事中のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。)

(*2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。

※被保険者の範囲については、パンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。

※他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。

※保険金額は、F・FTセットは本人・配偶者それぞれの金額となります。



オプション

加入限度口数は各セットにつき5口です。ケガの補償コース・基本補償(夫婦タイプ)にプラスして必要なものをお選びください。

生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます

ご夫婦プラン

このような時にお役に立ちます		セット名	保険金額	月払保険料
日常生活賠償 （注1） 1家族1名のみ加入 国内外を問わず（一部国内のみ）日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合（借用品は対象外） 例）自転車で他人にぶつかりケガをさせた。 示談交渉サービス付（国内のみ）		6N	3億円	120円
受託物賠償責任 （注1） 1家族1名のみ加入 国内での他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例）友人から借りたカメラを落として壊してしまった。		7N	10万円 （免責金額：5,000円）	20円
携行品損害 （注2） ご夫婦とも補償 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例）旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。		3M	30万円 （免責金額：3,000円）	180円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはパンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

補償内容の詳細は、パンフレット別冊をご確認ください。

現役社員用 03. ケガの補償コース 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

家族タイプ

補償内容と月払保険料

(加入限度口数: 5口)

1口あたりの保険金額です

セット名	H	HT
天災危険補償	×	○
特定感染症危険補償	×	○
24時間補償	△ ^(※1)	○
熱中症危険補償特約	×	○

BSグループの役員・従業員
ご本人のみ加入が可能！

ご家族プラン

ケガの場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※2)	300万円	
	傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)	3,000円	
	傷害手術保険金	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円	
	傷害通院保険金日額	1,500円	
	月払保険料 ^(1口あたり)	2,590円	3,620円

(※1) Hセットは就業中の傷害危険対象外特約がセットされていますので、被保険者本人はお仕事中のケガは補償されません。(お昼休み・通勤中のケガは対象となります。) 配偶者およびご家族は24時間補償となります。

(※2) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※被保険者の範囲については、パンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。

※他の補償コースとあわせてご加入の場合は、被保険者1名につき傷害入院保険金日額30,000円以内(15才未満の方は15,000円以内)、傷害通院保険金日額20,000円以内(15才未満の方は10,000円以内)となるようご加入ください。

※保険金額は、H・HTセットは本人・配偶者・ご家族それぞれの金額となります。



オプション

加入限度口数は各セットにつき1口です。
ケガの補償コース・基本補償(家族タイプ)に
プラスして必要なものをお選びください。

生活あんしん特約

このような時にお役に立ちます

日常生活賠償^(注1) 1家族1名のみ加入

国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外)
例) 自転車で他人にぶつかりケガをさせた。 示談交渉サービス付(国内のみ)



受託物賠償責任^(注1) 1家族1名のみ加入

国内での他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合
例) 友人から借りたカメラを落として壊してしまった。



携行品損害^(注2) ご家族とも補償

国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合
例) 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。



ご家族プラン

セット名	保険金額	月払保険料
6N	3億円	120円
7N	10万円 (免責金額:5,000円)	20円
3N	40万円 (免責金額:3,000円)	300円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。なお、被保険者の範囲についてはパンフレット別冊「契約概要のご説明」の「1. (1) 商品の仕組み」をご参照ください。

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

補償内容の詳細は、パンフレット別冊をご確認ください。

退職者用 ケガの補償 個人・夫婦タイプ 団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

*前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

こんな時にお役に立ちます

特定感染症危険補償

特定感染症により入院・通院した。
※新型コロナウイルス感染症は対象外です



日常生活でケガをして通院した。



階段から落ちてケガをした。



交通事故により入院した。

など

補償内容と月払保険料 (加入限度口数: 4口)

1口あたりの保険金額です

セット名	個人タイプ	夫婦タイプ
天災危険補償	○	○
特定感染症危険補償	○	○
熱中症危険補償特約	○	○

ケガの場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※)	300万円	
	傷害入院保険金日額 (日帰り入院から補償)	3,000円	
	傷害手術保険金	入院中の手術 3万円 入院中以外の手術 1.5万円	
	傷害通院保険金日額	1,500円	
	月払保険料 ^(1口あたり)	1,030円	1,940円

(※) 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

※1 Fセットの保険金額は、本人・配偶者それぞれの金額となります。

※2 被保険者の範囲については、本パンフレット募集要項をご参照ください。



オプション 基本補償にプラスして必要なものをお選びください。

生活あんしん特約

加入限度口数は各セットにつき1口です。

このような時にお役に立ちます	セット名	保険金額	月払保険料
日常生活賠償^(注1) 1家族1名のみ加入 国内外を問わず(一部国内のみ)日常生活における偶然な事故で、他人の身体を害したり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合(借用品は対象外) 例) 自転車で他人にぶつかりケガをさせた。 示談交渉サービス付(国内のみ)	個人タイプ 1N	3億円	120円
	夫婦タイプ 6N		
受託物賠償責任^(注1) 1家族1名のみ加入 国内で他人からの借用品について国内外を問わず損害が生じ、法律上の損害賠償責任を負った場合 例) 友人から借りたカメラを落として壊してしまった。	個人タイプ 2N	10万円 (免責金額:5,000円)	20円
	夫婦タイプ 7N		
携行品損害^(注2) 国内外を問わず自宅外で自分の持ち物が偶然な事故により損害を受けた場合 例) 旅行中、ビデオカメラを落として壊してしまった。	個人タイプ 3L	20万円 (免責金額:(1回の事故につき)3,000円)	90円
	夫婦タイプ 3M	30万円 (免責金額:(1回の事故につき)3,000円)	180円

(注1) 1名ご加入いただくとご家族も補償の対象となるため、1家族につき1名のみご加入ください。

(注2) 携行品損害保険金の損害額は、1個、1組または1対のものについて10万円限度、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円限度となります。

04. 加入者の声

ブリヂストングループ内で多くの皆様にご加入いただき、
昨年度は**170名**の被保険者様^(※)に保険金請求をいただいております。
(※)2025年4月～2026年3月に保険金請求頂いた被保険者様をカウントしております。



親が要介護状態に

父が排泄、入浴、着替えについて全て介助が必要な状態となり、要介護3と認定されました。
介護のため一時的に必要となる介護用品や住宅リフォーム等の費用に保険金を充当でき、とても助かりました。

親介護一時金 **3,000,000円のお支払い**



親介護 8Yに加入 保険金の支払で安心しました!

自転車事故

自転車走行中、タクシーから降りてきた相手と接触し、相手が転倒、手を骨折させてしまいました。
事故後は賠償のことを考えると眠れないくらい辛かったのですが、示談交渉をしていただき、精神的に本当に助かりました。

相手への賠償金 **1,173,949円**

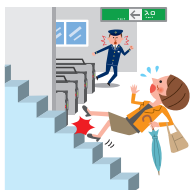


日常生活賠償 に加入

示談交渉で助かりました!

夫婦タイプ・家族タイプの保険金お支払い想定事例

妻が、雨でぬれている駅の階段で滑って転倒し、頸椎損傷。治療を行ったが両手足にマヒが残り、非常に簡単な仕事のほかには就労できなくなった。治療のため、97日間の入院と退院後2日の通院をした。また、入院中に首の手術を受けた。



こどもがサッカーの部活動中に、左ひざの前十字靭帯を損傷。58日間の入院と入院中の手術、退院後12日間の通院をした。



<夫婦タイプ FT2口加入の場合>

・傷害後遺障害保険金 600万円×59%(後遺障害第5級) = 3,540,000円
・傷害入院保険金 6,000円×97日 = 582,000円
・傷害手術保険金 = 60,000円
・傷害通院保険金 3,000円×2日 = 6,000円

合計 **4,188,000円**

<家族タイプ HT2口加入の場合>

・傷害入院保険金 6,000円×58日 = 348,000円
・傷害手術保険金 = 60,000円
・傷害通院保険金 3,000円×12日 = 36,000円

合計 **444,000円**

知っておきたい自転車事故のこと

自転車による加害事故例

(判決認容額^(注))
裁判事例 **約9,521万円の賠償判決**

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

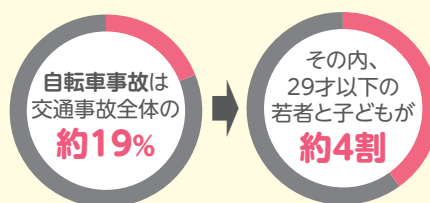
(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。



自転車事故の負傷者数は約7万人

自転車乗用中の交通事故負傷者の
約4割が29才以下の若者と子どもです。



出典:警察庁交通局「令和6年中の交通事故の発生状況」

団体総合補償保険なら、**基本補償+日常生活賠償特約**の組み合わせで、
自転車による加害事故・ご自身のケガの両方のリスクに備えられます!

日常生活賠償特約加入のおすすめ

あなたのお住まいの地域は

自転車保険が義務化されていませんか?

日常生活賠償特約で自転車事故の賠償もカバーすることができます!

緑 = 義務化
赤 = 努力義務

国土交通省「自転車損害賠償賠償責任保険等への加入促進について」を元に引受保険会社にて作成
令和6年4月1日現在



05. 退職者制度へ継続のご案内

25%
割引



ご退職後も団体割引が適用される制度に、**継続してご加入**いただけます!
現在の補償をご確認ください。

★ご退職後に退職者制度へ移行される場合も**必ずお手続きが必要になります**。
ご退職の際は必ずブリヂストンビジネスサービスまでご連絡をお願いいたします。

■現在の補償内容、ご退職後の継続可否について

	コース名	概要	現在	ご退職後の取扱
基本コース	ケガと病気の補償コース	個人タイプ ・ケガによる死亡・後遺障害や入院、通院、手術 ・病気による入院、通院、手術等	ご退職: 病気補償部分	医療保険Aセレクトup をご案内
	ケガの補償コース	個人タイプ 夫婦プラン 家族プラン ・ケガによる死亡・後遺障害や入院、通院、手術	ご退職: ケガ補償部分	団体総合補償 (退職者用)へ移行 ※家族プランの方は、個人タイプか夫婦プランに変更する必要があります。
オプション	先進医療	先進医療を受けた時	ご退職: 病気補償部分	医療保険Aセレクトup をご案内
	親介護	親御さまが所定の要介護状態になった時	ご退職:	終了
	CT・MRI検査 セカンドオピニオン	・病気の早期発見 ・適切な治療の選択の支援等	ご退職:	終了
	生活あんしん特約 日常生活賠償 受託物賠償責任 携行品損害	日常生活に関わる賠償等のさまざまなリスクへの備え	ご退職:	団体総合補償(退職者用)へ移行

疾病に関わる補償をご希望の方には、3つの告知(男性は2つ)で申込可能な、
三井住友海上あいおい生命の **医療保険Aセレクトup** をご用意しております。
ブリヂストンビジネスサービスまでお問い合わせください。

■ご退職時の手続きについて

保険の月払い保険料は1か月遅れで給与引去りされており、ご退職時に下記の選択肢がございます。

<団体総合補償(退職者用)に継続加入頂く場合(例:6月末退職の場合)>

現在のご契約は令和9年6月30日までとなります。ご退職後は、団体総合補償(退職者用)に継続加入いただけますが口座振替にて毎月お引き落としとなるため、ご退職時に口座の登録が必要となります。

<現在の補償を満期(10月1日)まで継続を希望される場合(例:6月末退職の場合)>

現在のご契約は令和9年10月1日までとなります。
7～10月の月払い保険料の残回数を最終給与にて一括控除させていただきます。
※ご継続されない場合も、ブリヂストンビジネスサービスまでご連絡ください。

個人タイプ

ケガと病気の補償コース

個人タイプ にご加入希望の方はこちら

ケガの補償コース

個人タイプ にご加入希望の方はこちら

疾病にご加入希望の方が3名以上いらっしゃる場合は、加入申込票の2枚目にご記入ください。
右ページは傷害のみご希望の方となります。

①申込人氏名をカタカナでご記入いただき、その下に加入内容をご確認のうえ申込人ご自身でご署名ください。所属コードも必ずご記入ください。

②記入した日をご記入ください。

③加入者の社員番号・電話番号・生年月日・性別をご記入ください。

④必ずお選びください。

⑤ご希望のセット・口数をご記入ください。

⑥補償の対象となる方(被保険者名)の氏名をご記入ください。

生年月日、年令、性別をご記入ください。年令は2026年10月1日時点の満年令をご記入ください。

加入申込票の裏面の職種コード一覧を参考に、職業名・職種名をカタカナでご記入いただき、職種コードもご記入ください。

団体との関係は右記◆団体との関係をご確認のうえ、該当の番号をご記入ください。

⑦他の保険契約・保険金請求履歴について全被保険者分をご確認いただき、回答が「あり」の場合、裏面に被保険者ごとに回答の内容をご記入ください。

【プリデストングループ】団体総合補償保険 加入申込票 兼 健康状況告知書

STEP 1 申込人情報

住所 〒104-0031 東京都中央区京橋3-1-1

申込人氏名 ビーエス タロウ

所属コード AAAAA

加入申込日 令和 X 年 X 月 XX 日

社員番号 012340

電話番号 03-XXXX-XXXX

生年月日 XX 年 XX 月 XX 日

性別 男

健康状況告知事項

特約被保険者

被保険者欄

1 ビーエス タロウ

2 ビーエス ハナコ

3 ビーエス 花子

4 ビーエス 花子

STEP 2 他保険契約等、保険金請求履歴がある場合は、こちらをご記入ください。

STEP 3 特記事項

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近)で訂正ください。

加入内容をご確認のうえ、全被保険者数分の1回分(月払)保険料をご記入ください。

⑦<告知署名欄>
被保険者本人が回答内容をご確認のうえ、ご署名いただき、告知日をご記入ください。告知時における被保険者の年令が満15才未満の場合には、親権者が確認・ご署名ください。(例:「親権者 ビーエス太郎」)

★告知③については回答不要です。

<健康状況告知事項解答欄>
新たに病気補償セットにご加入される方、または継続時に保険金額の増額をされる方のみご記入ください。本加入申込票最終ページ裏面「親介護以外用」の健康状況告知書質問事項をご覧ください。質問1、2のそれぞれに必ず「はい」「いいえ」どちらかに○印をつけてください。質問1、2の回答のいずれかが「はい」の場合はお引受けできません。訂正される場合は被保険者本人が訂正箇所を二重線で消して、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(⇒訂正項目付近に被保険者ご自身(15才未満の場合は親権者)が署名)してください。

⑧<親介護オプション(6Y・7Y・8Y)>に新たに加入される方

- ・特約区分は①に○印をつけてください。
- ・該当の続柄に○印をご記入ください。
- ・特約被保険者(親御様)氏名をカタカナでご記入ください。
- ・特約被保険者(親御様)の生年月日、年令を被保険者本人が特約被保険者(親御様)を代理してご記入ください。年令は2026年10月1日時点の満年令をご記入ください。
- ・特約被保険者(親御様)に、本加入申込票最終ページ裏面の「親介護専用」の健康状況告知書質問事項を確認のうえ、基本部分の被保険者本人が特約被保険者(親御様)を代理して質問に「はい」「いいえ」で回答し、該当に○印をつけてください。質問の回答が「はい」の場合には、お引受けできません。

<確認方法>
特約被保険者(親御様)へのご確認方法を本加入申込票最終ページ裏面の「親介護専用」の健康状況告知書質問事項の「確認方法」から選択し、○印をつけてください。複数に該当する場合は、最も番号の若い(小さい)確認方法に○印をつけてください。

・基本部分の被保険者本人が回答内容を確認のうえご署名いただき、告知日をご記入ください。特約被保険者(親御様)の署名は不要です。また、年令が満15才未満の被保険者については、親権者が確認・ご署名ください。

<打ち出し内容に変更がある場合>
二重線で修正し、正しい内容をご記入ください。その訂正箇所に署名をお願いします。訂正箇所に訂正署名がかかっていなくとも、その傍らに訂正署名があれば構いません。

<脱退の場合>
更改時に脱退される方は、当該被保険者欄を口で囲い、大きく×をします。

ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめのプラン)

現役社員用ケガと病気の補償コース(個人タイプ)

現役社員用ケガの補償コース(個人・夫婦・家族タイプ)

退職者用ケガの補償コース(個人・夫婦タイプ)

加入者の声

退職者のご案内

記入例等

●本団体保険制度で募集するプランにセットされている特約

特約名	保険金の種類				募集プラン名
傷害補償 (MS&AD型)特約	傷害 保険金	傷害死亡保険金	傷害後遺障害 保険金	傷害入院保険金	A,CT,B,DT,F,FT, H,HT,K,F
		傷害手術保険金	傷害通院保険金		
疾病補償特約	疾病 保険金	疾病入院保険金		疾病手術保険金	A,CT
		疾病放射線治療保険金		疾病通院保険金	
先進医療費用保険金 補償特約	先進医療費用保険金				9W
親介護一時金支払特約	親介護一時金				6Y,7Y,8Y
特定感染症危険「後遺障害 保険金、入院保険金および通 院保険金」補償特約	特定感染症による後遺障害保険金				DT,FT,HT,K,F
	特定感染症による入院保険金				
	特定感染症による通院保険金				
CT・MRI検査一時金 補償特約	CT・MRI検査一時金				4V
セカンドオピニオン費用 補償特約	セカンドオピニオン費用保険金				5V
日常生活賠償特約	日常生活賠償保険金				1Z,1N,6N
携行品損害補償特約 ・新価保険特約(携行品損害 補償特約用)セット	携行品損害保険金				3X,3L,3M,3N
受託物賠償責任補償特約	受託物賠償責任保険金				2Z,2N,7N

特約名	募集プラン名
天災危険補償特約	CT,DT,FT,HT,F,K
就業中の傷害危険対象外特約	A,B,F,H
熱中症危険補償特約	CT,DT,FT,HT,F,K
家族型への変更に関する特約	H,HT,3N
夫婦型への変更に関する特約	F,FT,3M
疾病手術保険金等支払倍率変更特約	A,CT

メディカルナビゲーションサービス

サービス
受付電話番号

サービス受付の電話番号 (通話料無料) は、
ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。

受付時間

月曜～土曜 9:00～18:00 (日・祝日・12/31 ～ 1/3を除く)

ご利用の対象者

ご加入者さま本人

※メディカルナビゲーションサービスはティーベック (株) 提供のサービスです。

CT・MRI検査一時金補償特約、セカンドオピニオン費用補償特約には、
それぞれ以下のサービスがセットされています。

ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。

補償内容の詳細については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

CT・MRI検査一時金補償特約の加入者さま専用サービス

◆「ドクターが薦める専門医※1」情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

◆受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

セカンドオピニオン費用補償特約の加入者さま専用サービス

◆セカンドオピニオン手配サービス

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師 (総合相談医※2) へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

※2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

ティーベック (株) が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。なお、三井住友海上火災保険 (株) のセカンドオピニオン費用補償特約で交通費や宿泊費が補償対象となる場合があります。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

ご利用に際して

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。
詳細はティーベック (株) ホームページよりご確認ください。

こちらからアクセスできます。

<https://www.t-pec.co.jp/notice/>



～万一事故にあわれたら～ 請求手続きについて



三井住友海上へのご連絡は

三井住友海上事故受付センター

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

事故受付 **24**時間**365**日

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「[インターネット事故受付サービス](#)」はこちらから



お問い合わせ先



〈代理店・扱者〉

ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険事業部

東京都小平市小川東町3-1-1 ブリヂストン技術センター北棟2階

TEL:042-342-6303

久留米・鳥栖・佐賀・熊本	BBS 久留米 外線 0942-35-1490 内線 541361	那 須	BBS 那須 外線 0287-65-4546 内線 541137
下 関	BBS 下関 外線 083-246-3399 内線 540740	横 浜・関	BBS 横浜 外線 045-825-3520 内線 533710
防 府	BBS 防府 外線 0835-27-0865 内線 540586	小 平	BBS 小平 外線 042-341-7009 内線 525962
甘 木	BBS 甘木 外線 0946-24-0700 内線 540936	本 社	BBS 本社 外線 042-342-6303 内線 526303
彦 根	彦根生活協同組合	関連会社	各社総務部

引受保険会社

幹事保険会社: **三井住友海上火災保険株式会社 総合営業第二部第二課**

東京都千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ22F TEL:03-6849-6327

非幹事保険会社: 損害保険ジャパン株式会社

【ご注意】

この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。

<現役社員>

「ケガと病気の補償コース」

三井住友海上 引受割合 100%

「ケガの補償コース」

三井住友海上(幹事会社) 引受割合 75%

損保ジャパン 引受割合 25%

<ご退職者>

三井住友海上 引受割合 100%

